

# 成育基本法を活用したわが国の小児保健の課題解決に向けて

五十嵐 隆

国立成育医療研究センター

## 1. 「小児保健法」から「成育基本法」に

日本小児科医会は、子育ての負担が個人に偏っているわが国において、子育ての価値を適切に評価し、社会全体で支援する環境を作ることが肝要と考えていた。家庭や子育てに夢を持ち、次世代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができ、子どもが心身共に健やかに育ち、子どもを生み育てる者が誇りと喜びを実感できる社会を具現化するために、「小児保健法」を制定することを目指した。「老人保健法（1992年）」、「がん対策基本法（2007年）」により、わが国の高齢者の広範な保健・医療・福祉サービスが展開され、成人領域においてのがん予防と早期発見、医療の均てん化、研究が進展し、治療法の開発にも寄与している。それらを参考に、「小児保健法」を根拠法として、小児医療・保健分野での課題解決を目指した。

その後、「小児保健法」を発展させ、「胎児期から新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を経て次世代を育成する成人期までに至る人のライフサイクルの課程で生じる様々な健康問題を包括的に捉え、これに適切に対応するために必要な施策を提供するための法律」を目指す「成育基本法」を制定することとした。関係者の努力により、2018年12月に「成育過程にある者及びその保護者ならびに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）」が可決された。

## 2. 成育基本法基本方針

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化する中で、成育医療等の提供において、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に的確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取り組みを推進する事を目的に、2021年2月に成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本方針が閣議決定された。基本方針の概要は以下の通り。①総論：妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備推進等、②妊産婦等への保健施策：産後ケア事業の全国展開等を通じた成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進等、③乳幼児期における保健施策：視覚・聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見と支援体制の整備等、④学童期・思春期の保健施策：生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進等、⑤生涯にわたる保健施策：医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的支援体制の構築等、⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援：地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進等、である。

## 3. 成育基本法を活用した小児保健の課題解決に向けて

基本方針では、「国は、地方公共団体における取り組みを推進するため、客観的に検証及び評価を行い、支援を行うために必要な取り組みについて検討する。都道府県は、医療法に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成する際には、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めなくてはならない（成育基本法第11条第7項）」と定めている。

今後、以下の様な取り組みが必要である。各都道府県は、小児科医、小児保健関係者、教育・心理・福祉関係者（患者代表や市民）等からなる協議会を作り、地域における母子・小児保健施策の実態を検証し、課題を明らかにする。その結果を踏まえ、各都道府県は、母子・小児保健の課題解決に向け話し合い、課題解決に向け活動する。さらに、都道府県の取り組みに関する国による公表が刺激となって、都道府県によるより良い施策の採択に繋がることが期待される。